第65号議案

新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する 条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月21日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

新宿区保健衛生事務手数料条例 (平成 12 年新宿区条例第 43 号) の一部を次のように改正する。

別表 43 の項中「及び第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項 及び第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 52 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行による旅館業法(昭和23年法律第138号)の改正に伴い、事業譲渡により旅館業の営業者の地位を承継する場合における承認申請手数料を定める必要があるため